



平成 20 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 池 田 銀 行  
 代表者名 取締役頭取 服 部 盛 隆  
 (コード番号 8 3 7 5 東証・大証第 1 部)  
 問合せ先 企画部部長 田 畑 宏  
 (TEL 0 7 2 - 7 5 1 - 3 5 2 6)

第三者割当増資による新株式（第一種優先株式）の発行、  
 準備金の額の減少及び定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 20 年 2 月 8 日付で「第三者割当増資の検討について」及び「臨時株主総会招集のための基準日設定について」を公表いたしました。本日開催の当行取締役会において、株式会社三菱東京 UF J 銀行を割当先として第一種優先株式の発行を行うこと、平成 20 年 3 月 24 日開催予定の当行臨時株主総会において準備金の額の減少及び本増資を行うために必要な定款の一部変更についての付議案を下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。

## 記

## I. 第一種優先株式の発行について

## 1. 第三者割当ての方法により発行される株式の募集の目的

## (1) 資本調達の主な目的

当行は前年度までコア業務純益は 5 期連続、当期純利益は 4 期連続で拡大しております。また、預金についても前年度、個人預金を中心に 5.4%増加、また、貸出金も事業性貸出を中心に 6.5%増加しました。不良債権比率も 2.6%に低下し、資産の健全化が図られました。今年度につきましては、預金及び貸出については前年度と同様拡大傾向にあり、また、資産の健全化も着実に推し進めている状況にあります。しかしながら、金融市場環境の変動等の影響もあり、いわゆる銀行法上の自己資本比率（国内基準）は 9.60%（平成 19 年 12 月末現在）と前年度末 12.17%から低下いたしました（前述の数値上の表記・傾向は全て単体ベース）。このような状況下、当行といたしましては更なる財務基盤の拡充を図り、より積極的な業務展開を通して企業価値の向上を図るため優先株式を発行するものであります。

## (2) 本優先株式の商品性について

本優先株式は、株式会社三菱東京 UF J 銀行に対して、第三者割当ての方法により発行されるものです。本優先株式は普通株式に係る転換請求権が付与されない“社債型”優先株式であり、「普通株式の希薄化を可能な限り回避する」という考え方に沿ったものであります。本優先株式

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

にはいわゆる償還期限はありませんが、当行の判断により所定の手続きを経て5年後以降発行価額と同額で取得できる条項が付与されております。詳細は別紙1.をご参照ください。

(3) 本優先株式による資本調達を行う理由

当行は今回の資本調達に際し多様な調達手段を検討した結果、以下の理由を総合的に勘案し、本優先株式の発行による資本調達が現時点における最良のスキームであると判断しました。

- ① 普通株式の希薄化が生じない“社債型”優先株式であること
- ② 自己資本比率の向上に資すること
- ③ これまでの発行事例等を踏まえ、“社債型”優先株式として配当率等妥当な条件であると判断したこと
- ④ 当行の経営方針を勘案し割当先として株式会社三菱東京UFJ銀行が相応しい相手方と判断したこと

2. 調達する資金の額及び使途

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

発行総額	30,000,000,000円
発行諸費用概算額	276,500,000円
差引手取概算額	29,723,500,000円

(2) 調達する資金の具体的な使途

自己資本の充実を図りつつ、全額を運転資金に充当いたします。

(3) 調達する資金の支出予定時期

平成20年度

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式発行により財務基盤の拡充を図り、より積極的な業務展開につながる運転資金に手取り金を充当することが合理的であると判断いたしました。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

決 算 期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
経 常 収 益	72,549	92,661	83,616
経 常 利 益	6,485	8,824	10,109
当 期 純 利 益	4,577	4,696	5,685
1株当たり当期純利益（円）	223.43	223.08	224.34
1株当たり配当金（円）	50	50	65
1株当たり純資産（円）	3,683.69	3,939.23	4,232.62

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成20年1月31日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	25,927,437 株	100%
現時点の行使価額における 潜 在 株 式 数	1,059,290 株	4.08%

## (3) 最近の株価の状況

## ① 最近3年間の状況

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
始 値	5,610 円	6,000 円	5,530 円
高 値	7,150 円	6,120 円	5,770 円
安 値	5,240 円	5,170 円	2,985 円
終 値	6,030 円	5,530 円	3,290 円

(注) 平成20年3月期については、平成20年2月21日現在で表示しております。

## ② 最近6か月間の状況

	平成19年 9 月	平成19年 10 月	平成19年 11 月	平成19年 12 月	平成20年 1 月	平成20年 2 月
始 値	5,090 円	4,960 円	5,000 円	4,480 円	4,020 円	4,020 円
高 値	5,120 円	5,130 円	5,010 円	4,490 円	4,180 円	4,070 円
安 値	4,710 円	4,520 円	4,100 円	3,950 円	3,350 円	2,985 円
終 値	4,950 円	4,850 円	4,500 円	4,010 円	3,920 円	3,290 円

(注) 平成20年2月については、平成20年2月21日現在で表示しております。

## ③ 発行決議日における株価

	平成20年2月21日現在
始 値	3,280 円
高 値	3,390 円
安 値	3,240 円
終 値	3,290 円

## (4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

## ・第三者割当増資

発 行 期 日	平成20年3月28日
調達資金の額	29,723,500,000 円（発行価額：5,000 円）（差引手取概算額）
募集時における 発行済株式数	普通株式 25,927,437 株
当該増資による 発行株式数	第一種優先株式 6,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	普通株式及び第一種優先株式の合計 31,927,437 株
割 当 先	株式会社三菱東京UFJ銀行

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・公募増資

発行期日	平成18年3月17日
調達資金の額	17,589,942,500円（発行価額：5,206.65円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	21,444,109株
当該増資による発行株式数	3,450,000株
当初の資金使途	全額を運転資金に充当する。
支出予定時期	平成18年度
現時点における充当状況	平成18年度に全額運転資金に充当しております。

・第三者割当増資

発行期日	平成18年3月28日
調達資金の額	1,701,194,500円（発行価額：5,206.65円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	24,943,423株
当該増資による発行株式数	330,000株
割当先	野村証券株式会社
当初の資金使途	全額を運転資金に充当する。
支出予定時期	平成18年度
現時点における充当状況	平成18年度に全額運転資金に充当しております。

上記「公募増資」と同時に行われたオーバーアロットメントによる売出しに伴うものであります。

#### 4. 大株主及び持株比率

##### (1) 普通株式

募集前（平成19年9月30日現在）	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4.04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3.94%
株式会社みずほコーポレート銀行	3.51%
阪急阪神ホールディングス株式会社	3.45%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.43%
株式会社大林組	2.60%
ダイキン工業株式会社	1.85%
伊丹産業株式会社	1.63%
ジェーピーエムシービーオムニバスユーエスペンショントリートリーティージャスデック 380052（常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	1.59%
東京海上日動火災保険株式会社	1.53%

なお、今回の第三者割当増資後の普通株式にかかる持株比率の変更はありません。

##### (2) 第一種優先株式

募集前（平成20年2月22日現在）		募集後	
株式会社三菱東京UFJ銀行	0.00%	株式会社三菱東京UFJ銀行	100.00%

#### 5. 業績への影響の見通し

本件による今期の業績予想に変更はありません。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額の算定根拠

当行は、本株式が普通株式にかかる転換請求権が付されることのない社債型優先株式であること、その他の本株式の配当率等諸条件を考慮して、本株式の公正な価額であると判断した金5,000円を本株式の1株当たりの払込金額としました。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式は普通株式にかかる転換請求権が付されることのない社債型優先株式であるため、普通株式は希薄化いたしません。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

① 商 号	株式会社三菱東京UFJ銀行		
② 事 業 内 容	銀行業		
③ 設 立 年 月 日	大正8年8月25日		
④ 本 店 所 在 地	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号		
⑤ 代表者の役職・氏名	頭取 畔柳 信雄		
⑥ 資 本 金	996,973百万円(平成19年9月30日現在)		
⑦ 発 行 済 株 式 数	10,614,661株		
⑧ 純 資 産	6,890,670百万円(単体)		
⑨ 総 資 産	137,208,731百万円(単体)		
⑩ 決 算 期	3月31日		
⑪ 従 業 員 数	33,528名(単体)		
⑫ 主 要 取 引 先	一般顧客		
⑬ 大株主及び持株比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(99.93%)		
⑭ 上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	割当先は上場会社の普通株式889,752株を保有している(平成19年9月30日現在)。	
	取 引 関 係	預金取引関係 業務委託関係	
	人 的 関 係	該当なし	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当なし	
⑮ 最 近 3 年 間 の 業 績	(単位:百万円)		
決 算 期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
経 常 収 益	1,539,264	2,217,015	3,651,533
経 常 利 益	338,983	562,892	834,549
当 期 純 利 益	227,486	450,799	669,298
1株当たり当期純利益(円)	43.85	71.66	66.02
1株当たり配当金(円)	36.24	137.45	46.32
1株当たり純資産(円)	599.45	591.25	654.67

(注)平成17年3月期は旧株式会社東京三菱銀行の業績を記載しております。

(2) 割当先を選定した理由

株式会社三菱東京UFJ銀行は既に当行の大株主であり、また、今後の当行の経営方針にご賛同いただけるとの理解から割当先として選定しました。

(3) 割当先の保有方針

中長期的に保有の方針である意向を確認しております。

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

## 8. 本増資の日程（予定）

- 平成 20 年 2 月 22 日（金） 新株式発行（本増資）に関する取締役会決議
- 平成 20 年 2 月 24 日（日） 臨時株主総会に係る基準日
- 平成 20 年 3 月 24 日（月） 臨時株主総会
- 平成 20 年 3 月 27 日（木） 申込期日
- 平成 20 年 3 月 28 日（金） 払込期日

## II. 準備金の減少について

### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の目的

将来の資本政策・配当政策の柔軟性を確保すること等を目的として、会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、利益準備金を取り崩し、その他利益剰余金に振り替えるものであります。

### 2. 準備金の額の減少の要領（減少すべき準備金の額）

#### (1) 準備金の額の減少 その 1

##### ①減少する準備金の額

資本準備金 33,126,811,809 円

利益準備金 1,018,740,668 円

##### ②準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成 20 年 3 月 28 日

#### (2) 準備金の額の減少 その 2

##### ①減少する資本準備金の額

資本準備金 15,000,000,000 円

##### ②準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成 20 年 3 月 28 日

なお（2）準備金の額の減少 その 2 につきましては、平成 20 年 3 月 28 日付け募集株式の発行により資本準備金の額が 150 億円増加することを条件として効力が生じるものといたします。

#### (3) ご参考

項目	平成 19 年 9 月末	増資により 増加する額	減少する額	本件実施後
資本準備金	33,126,811,809 円	15,000,000,000 円	48,126,811,809 円	0 円
利益準備金	1,018,740,668 円	—	1,018,740,668 円	0 円

### 3. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の日程（予定）

- 平成 20 年 2 月 22 日（金） 資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する取締役会決議
- 平成 20 年 2 月 24 日（日） 臨時株主総会に係る基準日
- 平成 20 年 3 月 24 日（月） 臨時株主総会

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

平成 20 年 3 月 25 日（火） 債権者異議申述最終日

平成 20 年 3 月 28 日（金） 効力発生日

#### 4. 今後の見通し

本件は、純資産の部の勘定の振替処分となりますので、当行の純資産に変動はなく、また、本件が当行の業績に与える影響はございません。

### Ⅲ. 定款の一部変更案について

臨時株主総会開催のための基準日は平成 20 年 2 月 24 日であり、平成 20 年 2 月 8 日に公表いたしました内容に変更はありません。なお、臨時株主総会の開催日は平成 20 年 3 月 24 日を予定しております。定款変更内容につきましては、別紙 2. をご参照ください。

以 上



## 別紙 1. 第一種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類  
株式会社池田銀行第一種優先株式（以下「優先株式」という。）
2. 募集株式の数  
6,000,000 株
3. 募集株式の払込金額  
1 株につき 5,000 円
4. 払込金額の総額  
30,000,000,000 円
5. 申込期日  
平成 20 年 3 月 27 日
6. 払込期日  
平成 20 年 3 月 28 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
増加する資本金の額は、15,000,000,000 円（1 株につき 2,500 円）とし、増加する資本準備金の額は 15,000,000,000 円（1 株につき 2,500 円）とする。
8. 発行方法  
第三者割当ての方法により、全株式を株式会社三菱東京 UFJ 銀行に割り当てる。
9. 優先配当金
  - (1) 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式 1 株につき年 196 円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）（ただし、平成 20 年 3 月 31 日を基準日とする優先配当金については、優先株式 1 株につき 2 円 14 銭とする。）を行う。
  - (2) 非累積条項  
ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
  - (3) 非参加条項  
優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口若しくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号口若し

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

くは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### 10. 残余財産の分配

- (1) 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき 5,000 円を支払う。
- (2) 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。

#### 11. 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

#### 12. 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。
- (2) 当銀行は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当銀行は、優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

#### 13. 取得条項

- (1) 当銀行は、平成 25 年 4 月 1 日以降の日で、優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「取得日」という。）をもって、優先株式 1 株につき 5,000 円に、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

#### 14. 除斥期間

当銀行定款第 39 条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。

#### 15. 詳細の決定

上記の他、優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は当銀行代表取締役に一任する。

#### 16. その他

上記各項は、当銀行株主総会において優先株式の発行に必要な定款変更が承認されること及び各種の法令に基づき必要な手続きが完了していることを条件とする。

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

別紙 2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 (省略)</p>	<p>第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数)</p>	<p>第 2 章 株式 (発行可能株式総数)</p>
<p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>70,000,000 株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (省略)</p>	<p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>70,000,000 株とし、普通株式および優 先株式の発行可能種類株式総数は、それ ぞれ、64,000,000 株および 6,000,000 株</u>とする。</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p>(株券の発行)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>第 8 条 当銀行は、株式に係る株券を発行す る。</p>	<p>第 8 条 当銀行は、<u>全部の種類</u>の株式に係る株 券を発行する。</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>
<p>第 9 条 当銀行の単元株式数は、100 株とす る。 ② 当銀行は、第 8 条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行しな い。ただし、株式取扱規程に定めるとこ ろについてはこの限りでない。</p>	<p>第 9 条 当銀行の単元株式数は、<u>全部の種類</u> <u>の株式について、100 株</u>とする。 ② (現行どおり)</p>
<p>第 10 条～第 13 条 (省略)</p>	<p>第 10 条～第 13 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 章の 2 優先株式 (優先配当金) <u>第 13 条の 2 当銀行は、毎年 3 月 31 日の 最終の株主名簿に記載又は記録された優 先株式を有する株主 (以下「優先株主」と いう。)</u>又は優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。) <u>に対し、普通株式を有する株主 (以下「普 通株主」という。)</u>又は普通株式の登録株 式質権者 (以下「普通登録株式質権者」と</p>

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
	<p>いう。)に先立ち、優先株式 1 株につき年 196 円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）（ただし、平成 20 年 3 月 31 日を基準日とする優先配当金については優先株式 1 株につき 2 円 14 銭とする。）を行う。</p> <p>② ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p>
(新設)	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p>第 13 条の 3 当銀行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき 5,000 円を支払う。</p> <p>② 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p>
(新設)	<p><u>(議決権)</u></p> <p>第 13 条の 4 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。</p>

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(取得条項)</u>  <u>第 13 条の 5 当銀行は、平成 25 年 4 月 1 日以降の日で、優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下「取得日」という。）をもって、優先株式 1 株につき 5,000 円に、優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u>  ② <u>一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u>  <u>第 13 条の 6 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。</u>  ② <u>当銀行は、優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u>  ③ <u>当銀行は、優先株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(除斥期間)</u>  <u>第 13 条の 7 当銀行定款第 39 条の規定は、優先配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>
第 14 条～第 19 条 (省略)	<p><u>第 14 条～第 19 条 (現行どおり)</u></p>
(新設)	<p><u>第 3 章の 2 種類株主総会</u>  <u>(種類株主総会への準用)</u>  <u>第 19 条の 2 第 16 条、第 17 条および第 19 条の規定は種類株主総会に準用する。</u>  ② <u>第 15 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p>

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>            <p>第 20 条～第 39 条      (省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>(種類株主総会の決議方法)</u></p> <p><u>第 19 条の 3 種類株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第 324 条第 2 項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>第 20 条～第 39 条      (現行どおり)</p>

以 上

本報道発表文は、当行の第一種優先株式発行及び準備金の額の減少並びに定款変更付議案の決定について一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。